

# 住宅管理組合自動車駐車契約書

すすき野住宅管理組合理事長（以下「甲」という）と、すすき野団地居住者（以下「乙」という）とは、甲の管理・運営する有料駐車場内に乙の所有する下記の自動車を駐車するため次条以下の通り契約を締結します。

（契約者）

（乙）	すすき野	街区	号棟	号室
（氏名）				
（駐車場所）	すすき野団地	駐車場	番	
（自動車の表示）				
（1） 車両名				
（2） 登録番号				

## 第1条 （駐車場使用の証明）

甲は乙の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づき自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行います。

## 第2条 （駐車料金）

駐車料金は月額 円也と定め、乙は本契約締結と同時に当該月額2ヶ月分を甲に一括前納します。以後同様に偶数月に2ヶ月分ずつ甲の定める方法により支払うものとします。

## 第3条 （敷金）

乙は本契約成立と同時に敷金として月額駐車料金の2ヶ月分を甲に預託します。但し敷金には利子をつけません。敷金は本契約の解除又は解約の日より起算して、14日以内にその金額を乙に返還します。

## 第4条 （乙の賠償義務）

乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係するものが、故意又は過失により本駐車場又はその施設並びに駐車中の他の自動車又は付属品に損害を与えたときは、乙は自己の責任に於いてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

## 第5条 （甲の免責）

天災、地変、火災、盗難その他被害などの甲の責に帰すべからざる事由に困って乙の自動車その他の物件に損害が生じても、甲は一切その責を負いません。

## 第6条 （乙の義務）

乙は駐車場の利用に際しては甲の別に定める駐車場利用規則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければなりません。

なお乙の所有する車輛の車種等に変更があった場合は乙は別に定める様式により、すみやかに甲に届出なければなりません。

第7条 (利用権の譲渡禁止)

乙は乙の所有にかかわるといえども、契約外の自動車を駐車せしめ、または他人に本駐車場を利用せしめ、或いは本契約上の権利を譲渡することはできません。

第8条 (駐車料金の変更)

甲は施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、契約期間内といえども1ヶ月の予告期間をもって駐車料金を改定することができます。

第9条 (解 約)

本契約期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は1ヶ月前に各々相手方に予告しなければなりません。

但し、乙が当該団地から退去するときは、乙は退去する日をもって本契約は当然解約するものとします。解約の場合、月の中途であっても、乙はその月の月額分を支払うものとし、前納料金中、未経過月の未使用月額分があるときは、これを返却するものとします。

第10条 (契約解除)

乙が本契約に違反したときは、甲は何等の予告なしに直ちに本契約を解除することができます。

第11条 (契約の期間)

本契約の有効期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までとします。

第12条 乙は甲と契約を締結した駐車場所を除いて、甲が指定する団地内の駐車禁止地域に駐車することはできません。

第13条 (その他)

本契約に定めない事項及び本契約書の諸条項の解釈につき疑義がある場合は、甲、乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

平成 年 月 日

甲 すすき野住宅管理組合

理事長

印

乙 すすき野団地 街区 号棟 号室

氏 名

印